発議第 15 号

年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書の提出について

年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書を次のとおり提出しようとする。 平成27年9月25日提出

提出者 伊賀市議会議員

嶋岡 壯吉

赤堀 久実

上田 宗久

田山 宏弥

森岡 昭二

年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活をしています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略 (2013 年 6 月 14 日閣議決定)」などにおいて年金積立金管理運用独立行政法人(G P I F)に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用を進めつつあります。しかし、年金積立金は、厚生年金保険の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものです。まして、G P I F には保険料拠出者である被保険者の意思を反映できる合意形成体制(ガバナンス体制)がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しを進めることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やG P I F が責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになります。

こうした現状に鑑み、下記の事項を求めます。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、 長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとする利害関係者(ステークホルダー)が参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月25日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛